

第六章 補正、訂正及び誤訳の訂正

1.補正	3
1.1 はじめに	3
1.2 補正の時機.....	3
1.3 出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えるかの判断	4
1.4 補正の項目	5
1.4.1 明細書	5
1.4.1.1 意匠の名称	5
1.4.1.1.1 補正後も同一の物品である	5
1.4.1.1.2 図面に開示された出願対象に符合させる補正	6
1.4.1.2 物品の用途と意匠の説明.....	6
1.4.2 図面.....	7
1.4.2.1 不適合又は意匠を付与しない補正	8
1.4.2.2 外観に関する補正.....	8
1.4.2.2.1 出願時の外観の内容を変更	8
1.4.2.2.2 開示した外観が不明確又は不十分	9
1.4.2.2.3 特殊な意匠	10
1.4.2.3 その他.....	12
1.5 補正の効果.....	13
1.6 審査の注意事項.....	13
1.7 事例.....	14
2. 訂正	26
2.1 はじめに	26
2.2 訂正の時機.....	26
2.3 訂正の項目	26
2.4 図面の実質的拡大又は変更	27
2.5 訂正の効果.....	28
2.6 審査の注意事項.....	28
3. 誤訳の訂正	28
3.1 はじめに	28
3.2 誤訳の訂正の時機	29
3.3 誤訳の訂正の審査	29
3.3.1 形式要件.....	29
3.3.2 実体要件.....	29

3.3.2.1 誤訳の判断	30
3.3.2.1 誤訳の訂正が外国語版に開示された範囲を超えていないとする判断	30
3.4 審査の注意事項	31

第6章 補正、訂正及び誤訳の訂正

意匠の出願人が意匠の出願時に提出した明細書及び図面について、専利主務官庁は審査する際に、出願人に期限内に補正するように通知することができる。出願人が明細書又は図面に瑕疵があると発見した時にも、専利主務官庁に対し補正を申請することができる。既に登録査定が公告された明細書及び図面について、意匠専利権者は専利主務官庁に対し訂正を申請することができる。出願人が外国語書面により先に出願し、中国語版を補正する場合、後に補正した中国語版の翻訳に誤訳があることを発見した時には、誤訳の訂正を申請することができる。本章では明細書及び図面の補正、訂正及び誤訳の訂正に関する基準をそれぞれ説明する。

1.補正

1.1 はじめに

専利法の先願主義の規定に従い、同一又は類似する意匠に2つ以上の出願がある時、その最初に出願した者にのみ、意匠権を付与することができる。出願人は先に出願日を取得するために、意匠を完成させた後、できるだけ速やかに明細書及び図面などの書類を添付して専利主務官庁に出願するため、その明細書又は図面に誤記又は明確に記載されていない事情が発生する可能性を引き起こす。開示される意匠を明確且つ十分にするために、出願人による明細書又は図面の補正を許可することができる。もし、専利主務官庁は明細書又は図面に補正の必要がある、又は出願人が提出した補正書は規定に符合しないなどの専利を付与しない事由を発見した時、先ず出願人に対し期限内に応答するよう通知すべきであり、直接拒絶査定としてはならない。他にも、出願人と社会公衆の利益とのバランスを取ると共に、先願主義と将来取得する権利の安定性とを両立するために、補正は出願時の明細書及び図面に開示された範囲内に限られるべきで、これにより始めて補正することができる。

1.2 補正の時機

明細書又は図面の補正は、出願日から査定書が送達される前の期間内にしなければならない、且つ意匠出願が依然として初審又は再審査に係属している段階において、専利主務官庁は始めて申請に基づいて又は職権により出願人にこれを通知することができる。もし、出願が初審を経て意匠を付与しないとする査定書が出願人に送達した後の場合は、出願人は再審査を請求して、出願を審査段階に係属させてから、始めて補正を提出することができる。査定書が既に発行され

たが、出願人に送達される前においては、出願人による明細書又は図面の補正は依然として受理しなければならない。

1.3 出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えるかの判断

明細書又は図面の補正は、先ず、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えるか否かを審査した後に、その他の専利要件を参酌しなければならない。

出願の査定前においては、明細書又は図面を補正できるが、出願日を取得した出願時の明細書又は図面に開示された範囲に対して、補正により新規事項の導入（new matter）となつてはならない。いわゆる新規事項の導入となつてはならないとは、専利出願にかかる意匠の補正が、出願時の明細書又は図面で支持できるものでなければならないという基礎の下において始めてこれを行うことができ、前述の基礎の下でなされたものではない補正については、補正後に開示される内容は直接知ることができないため、新規事項の導入と見なされる。

意匠出願の意匠権請求の範囲は、図面に開示された「意匠を主張する部分」を基準とし、出願時の明細書又は図面に開示された内容を基礎として、補正の方法を通して意匠権請求の範囲を調整することができる。出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えるか否かの判断は、補正後に開示された内容が直接知ることができるか否かを判断の根拠とするため、意匠権請求の範囲の拡大又は縮小とは関係ない。

審査時には、補正後の明細書又は図面と出願時の明細書又は図面とを比較しなければならず、もし、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていれば、審査意見通知書で理由を明記して出願人に期限内に応答するよう通知しなければならない。期限を超えても応答しない又は補正後も依然として超える場合は、拒絶査定としなければならない。

意匠とは「物品」に応用される形状、模様、色彩又はそれらを結合させた（本章では以下「外観」と称する）創作であり、その実質的な内容は図面に開示された物品の外観を基準とし、並びに明細書に記載された物品及び外観に関する説明を斟酌することができる。物品の実質的な内容は主に図面に開示された内容と「意匠の名称」の欄に特定されたものを照合したもので、「物品の用途」の欄に記載がある時にはその内容を参酌することができる。意匠が応用される物品の実質的な内容を判断する時に、明細書に記載された文字や文句一つ一つのみでその意味を解釈してはならず、明細書及び図面の内容を全般的に理解して総合した後に始めて物品の用途、機能を構成すべきである。外観の実質的な内容は主に「図面」に開示された専利出願に係る意匠の内容により特定され、「意匠の説明」欄に記載がある時はその内容を参酌することができる。意匠が表現する外観の実質的な内容を判断する時に、図面における各図面（立体図、六面図、平面図、ユ

ニット図又はその他の補助図を含む)に開示された内容を総合すると共に、意匠の説明に記載された文字の内容を参考して始めて一つ具体的外観を構成することができる。

補正された明細書又は図面の審査は、補正後の明細書又は図面の内容が「出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超える」か否かを判断しなければならない。出願時の明細書又は図面に開示された範囲とは、出願当日にすでに出願時の明細書又は図面（優先権証明書類を含まない）に明確に開示された全ての内容を指し、形式上開示された内容と形式上開示されていないが実質的に開示された内容を含み、形式上開示された各図面又は文字の範囲に限るものではない。

出願時の明細書又は図面が開示した内容とは、明細書の「意匠の名称」、「物品の用途」、「意匠の説明」の3つの欄の文字記載事項と図面に開示された内容で特定された実質的内容を総合したものを指す。

補正後の内容が出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超える場合とは、補正後の該意匠が生じる内容について、該意匠が属する分野における通常の知識を有する者が出願時の明細書又は図面が開示する内容から直接知り得ることができない場合を指し、新規事項の導入により出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えると判断することができる。出願時の明細書又は図面が開示する範囲の判断は、意匠の類否判断は同等ではない。

1.4 補正の項目

1.4.1 明細書

1.4.1.1 意匠の名称

「意匠の名称」の欄で施される物品を指定することは、物品の用途、機能を確認することである。意匠の名称の補正時に、専利出願に係る意匠が応用される物品の用途、機能を変更し、出願時の明細書又は図面から直接知り得ることができない場合、原則的に出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えると判断しなければならない。しかし、それが出願時の図面で開示された出願対象と一致させるために、意匠の名称の文字を補正した場合には、出願時の明細書又は図面で開示された範囲を超えないと判断すべきである。

1.4.1.1.1 補正後も同一の物品である

「意匠の名称」の欄で指定された意匠を施す物品が規定に合わず補正した後、依然として同一の物品に属する場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えないと判断すべきである。以下に例を挙げる。

- (1) 関係のない文字を冠した意匠の名称、例えば商標、特殊な番号又は形状、模様、色彩などの形容詞或いはスタイル等を説明する文字、或いは技術又

は効果の文字を冠したもので、該関係のない文字を削除する場合。

- (2) 単純な外国文字の名称又は外来語の名称、例えば「KIOSK」という意匠名称を補正により「マルチメディアステーション」に補正する、又は「打
印機（プリンター）」を「列表機（プリンター）」に補正する場合。
- (3) 具体的でない名称、例えば物品の用途が不明確である意匠の名称「環境整
備用品」を「ナイトライト」に補正する、又は「搭載装置」を「自動車」
に補正する場合。

1.4.1.1.2 図面に開示された出願対象に符合させる補正

意匠権の範囲は、図面に開示された内容を基準とし、並びに明細書の文字の記
載を参酌することができる。意匠の名称が図面に開示された意匠の内容と一致
しない時、図面で開示された内容と実質的に符合し明確になるよう名称を補正
した場合、該補正は出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていない
と認定しなければならない。例えば、出願時の図面に開示された実質的内容がハ
ンドルのない「椅子」で、原意匠の名称を「ハンドル付き椅子」から「椅子」に
補正する。又は、出願時の図面に開示された実質的内容が「椅子のハンドル」と
いう部分意匠で、意匠の名称を「椅子」から「椅子のハンドル」に補正する場
合は、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えないと判断すべきである。

1.4.1.2 物品の用途と意匠の説明

意匠の名称に記載された物品又は図面に記載された外観が不明確或いは不
分である時、物品の用途又は意匠の説明の欄の文字の内容を結合させ、並びに図
面を主として専利出願に係る意匠の実質的内容を総合的に特定しなければならない。
物品の用途又は意匠の説明の補正された文字記載については、直接知り得
ることができる内容に属するか否かを見て、出願時の明細書又は図面に開示さ
れた範囲を超えるか否かを判断すべきである。例えば、

- (1) 物品の用途の欄の意匠の物品の用途、機能の補正について、該物品の用途、
機能の記述が意匠の名称が指定する物品をさらに具体的で明確にするた
めだけの場合、例えば、意匠の名称が「照明」で、物品の用途の欄に該照
明は街路灯又は街灯など屋外を照明する照明意匠であると補充説明され
ている場合、出願時の明細書又は図面で開示された範囲を超えていない
と判断すべきである。
- (2) 意匠の説明において、意匠の外観の文字説明を補正し、例えば図面に開示
された実質的内容が透明材質で、意匠の説明において、不透明材質を透明
材質とする文字説明を補正し、図面で開示した内容と一致させる場合、出
願時の明細書又は図面で開示された範囲を超えていないと判断すべきで

- ある。
- (3) 出願時の図面で既に明確に開示済みの特殊な意匠(本章 1.4.2.2.3 を参照)は、例えば折りたたみ式キーボードについて、出願時の図面にすでに明確にその折りたたまれた状態が開示され、意匠の説明にはその折りたたみデザインが明確に記載されておらず、その折りたたみデザインの内容の説明を新しく追加した場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
 - (4) 平面素材が布、プラスチック、壁紙などの材料で、その表面の模様を二方向に連続する又は四方向に連続するデザインが現れることが通常知識に属し、意匠の説明においてそれが連続する模様であると補充説明した場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
 - (5) 出願時の図面に一部図面の欠落があるものの、意匠の説明において省略する事由を記載しておらず、それが同一、対称又はその他の理由により省略したものであるとする説明を補充した場合(省略できる図面の事由の詳細については本編第一章「2.3「意匠の説明」」を参照)、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていないと判断すべきである。
 - (6) 出願時の図面に既にその色彩が表現されており、補正により該色彩は意匠を主張する部分ではない等の説明文字を削除した場合、或いは出願時の図面に開示された文字、商標又は記号について、補正により該文字、商標又は記号は意匠を主張しない部分であると説明した場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
 - (7) 出願時に物品の部分意匠(本章では以下「部分意匠」と称する)、物品に応用されるアイコン及び GUI 意匠(本章では以下「画像意匠」と称する)として専利出願したが、出願時の意匠の説明において「意匠を主張しない部分」という表現方法で説明を記載せず、補正により説明を追加した場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。

1.4.2 図面

意匠の図面の表現について、工業製図方法を参照して黒線、コンピュータグラフィックス又は写真により表現しなければならない、且つ各図の名称を表示しなければならない。その作用は意匠の外観を具体化して、出願される意匠の創作の実質的内容を確認することで、意匠の属する創作分野における通常知識を有する者が出願される意匠内容を理解できると共にそれに基づいて実施できるようにするためである。意匠の創作内容は物品の外観にあり、物品の構造ではない

ため、明細書及び図面の各欄に記載される内容は「図面」の中の各図に開示されるものを主とすべきである。

1.4.2.1 不適合又は意匠を付与しない補正

補正された図面は出願日に提出されたものと見なされることから、社会公衆の利益と他人の出願の利益を維持するため、不適合又は意匠を付与しない対象に属する意匠について、適合又は意匠専利が付与される意匠に補正したものは、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えたことと認定すべきである。

- (1)意匠の保護客体でない場合、例えば「鑰の改良構造」又は「屋根の排水構造」を意匠として出願し、出願した図面には構造のみが開示され、物品の外観が開示されないものは、意匠の保護客体とすることができない。
- (2)専利法第 124 条の各号に規定される意匠を付与しない場合。
- (3)出願する意匠が全く判断できないもの、例えば写真が明確ではなく、その外観が全く判断できない場合。

1.4.2.2 外観に関する補正

意匠の外観とは、形状、模様、色彩又はそれらの結合から構成されるものであり、その主要なものは、意匠出願の図面を通し、黒線、コンピュータグラフィックス又は写真により具体的に該意匠の外観を表現されたものである。以下に示す意匠の外観の補正は、通常、専利出願に関する図面の内容の補正を指す。

1.4.2.2.1 出願時の外観の内容を変更

外観の内容は、図面に開示される形状、模様又は色彩から構成される全体の外観を指す。出願時の図面に開示された外観の変更は、例えば出願時の図面に開示された意匠の外観が野菜の形状であったが、補正により、野菜に昆虫形状を新たに追加したもの、又は出願時に主張した色彩は図面で開示した紅色と緑色であったが、補正後、全部黄色に変更するものは、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えると判断すべきである。

点、線、面と色彩の構成の変化は千差万別で、意匠外観に影響する要素は複雑で、図面の補正は、追加、削除又は変更した点、線、面又は色彩を審査の重点とするだけでなく、その生み出される外観内容が直接知ることができる内容に属するか否かを見るべきで、それが出願時の明細書及び図面に開示した範囲を超えたか否かを判断する。もし、異なる外観内容を生み出す場合は、それは直接知ることができる内容に属さず、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えたことと判断されるべきである。逆に、図面に点、線、面又は色彩を追加、削除又は変更したが、新規事項の導入となっていない場合は、それは直接知ることができる

内容に属し、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていないと判断すべきである。

補正後に新たに追加した色彩（カラーブロックを含む）が、出願時の明細書又は図面に開示されていない内容である場合、通常、新規事項の導入となり、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えたとは判断すべきである。反対に、色彩を削除し、直接知ることができる内容に属する場合、例えば、出願時の図面がカラーのコンピュータグラフィックス、カラー写真で表され、意匠の説明には「図面に開示された色彩は、意匠を主張しない部分である」と記載されている場合、又は、意匠の説明には記載されていないが、査定前に図面の全ての色彩は意匠を主張しない部分であると自発的に声明した場合、補正により図面を墨線図、グレースケール、モノクロ写真にしたものは、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていないと判断すべきである。ただし、全体意匠の出願時に色彩を主張する図面として赤と緑を開示し、補正後に直接緑を削除した場合、原出願時で主張した色彩には配色関係があり、緑を削除しただけですでに本来の配色関係が改変されたため、新規事項の導入となり、それは直接知ることができない内容に属するため、出願時の明細書又は図面で開示された範囲を超えると判断すべきである。しかし、補正により部分意匠に変更し、当該緑の部分をグレースケールで表し、並びに意匠の説明において「図面で開示したグレースケールの部分は、本出願で意匠を主張しない部分である」と記載した場合、出願時の明細書又は図面で開示した範囲を超えていないと判断すべきである。

部分意匠の中の「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」の変更で、出願時の明細書又は図面ですでに開示されている内容である場合、それは全て出願人が本来既に完成させていた創作であることから、原則上新規事項の導入にならず、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えてないと判断すべきである。しかし、出願時に開示された範囲を超えるか否かを判断する場合、明細書又は図面の形式上に開示された線、又は文字だけでなく、実質上開示されたデザインに基づいてそれが出願時に直接知り得ることができた内容か否かを判断しなければならない。例えば、補正により既存の実線を破線に変更したが、補正後に表現される外観内容が依然として出願時に開示されておらず、直接知ることができない内容に属する場合、出願時の明細書又は図面で開示された範囲を超えると判断すべきである。

1.4.2.2.2 開示した外観が不明確又は不十分

図面に開示したデザインが不明確又は不十分で、図面を補正した場合、明細書の文字内容を総合し、その図面で開示された内容を直接知ることができるか否かで、それが出願時の明細書又は図面で開示された範囲を超えるか否かを判断

しなければならない。例：

- (1) 図面の各図に開示される外観が不明確又は不十分で、その他の補助図面でも補えない場合。例：出願時の当該六面図及び立体図がすでに表面的特徴を開示したが、それが凹面か凸面かの特徴が明確に知ることができず、補正により明細書に文字説明を追加し、又は断面図を追加してその凹面特徴を確定した場合、原則上、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (2) 図面に形状又は模様ユニット図のみが開示され、模様を物品に応用した使用状態図がない場合。例：出願時の明細書にすでに当該模様を四方形の連続図形として記載しており、補正により四方形の連続図形を物品に応用した使用状態図を追加した場合、原則上、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (3) 専利出願に係る意匠に色彩が含まれるが、図面の各図に開示された色彩が不一致又は不明確で、図面の色彩の明晰具合を補正する場合。例：図面の立体図と正面図が写真撮影の光により一部の色彩の開示に不一致がもたらされており、正面図を補正してその色彩と立体図を一致させる、又は意匠の説明にカラーチャート番号を追加する場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (4) 明細書に記載された意匠と図面に開示された意匠が一致しない場合。例：図面で開示された意匠が「自動車のヘッドライト」という部分意匠で、意匠の名称の記載が「自動車のフロントバンパー」であり、意匠の名称を図面と一致するように補正した場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (5) 図面に開示した内容が「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」を明らかに区別することが出来ない場合、例えば、部分意匠の出願の図面で、すでに実線、破線又はその他の色付けの方法を「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」の区別に利用しているが、具体的に「意匠を主張する部分」の範囲を明確に表現できていない時、補正によりその他の破線方法（例えば一点鎖線）で境界線（boundary）を描いて、境界範囲を明確に区別した場合、補正後に開示された外観内容が直接知ることができる場合には、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。

1.4.2.2.3 特殊な意匠

変形する意匠（例えば変形ロボット、変化する外観を有する画像意匠）、分離する物品の意匠（例えばキャップ付きボールペン）、積み木のように任意に組み合わせられる意匠、形状又は模様が反復する長尺形物品の意匠、又は透明な材質又

は軟性材質を有する物品の意匠などの特殊な態様の意匠に対して、その材料の特性、機能の調整又は使用状態によって、意匠の外観に変化が生じ、単一の外観のみでは出願する意匠を開示できない場合、それぞれの意匠の特徴が変化する外観を図面で完全に開示することで、明確且十分に当該変化する外観の意匠を開示することができる。図面の補正は、補正後に直接知ることができる内容であるか否かを確認して、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えるか否かを判断すべきである。

- (1)出願時の図面に変化する外観が開示されていない意匠について、補正により図面に変化後の意匠の外観を追加した場合、例えば出願時の図面にはロボットの外観のみ開示されており、変化後の車の外観を追加した、又は単一の画像のみが開示された意匠について、その他の画像を追加してその変化する外観を示した画像意匠の場合、原則的に出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えたと判断すべきである。しかし、該図面が直接知ることができる内容に属するもの、例えば元の図面にロボットの両アームが下向きである外観しか開示されないが、その両アームを水平に伸ばした外観を補充する場合、又は、図面には単一の画像しか開示されていない意匠であるが、明細書において当該画像はクリック後に90度回転変化することが明記されており、その回転後の外観を新しく追加した場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (2)出願時の明細書又は図面に変化する外観が開示されていない意匠について、図面の補正により、変化後の意匠の外観を追加したことで、本来開示されていない要素又は特徴が生じることとなった場合。例えば出願時の図面には単にモップの外観しか開示されておらず、モップの取っ手が伸縮できる変化状態を追加したことにより、本来開示されていないモップが伸びた後の変化した外観を追加することとなり、当該モップが伸びた後の状態が生じる外観内容が直接知ることができる内容に属する場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (3)出願時の図面に既に変化する外観の意匠の変化前後のデザインが完全に開示されている場合。例えば折畳みベッドシートを「一」字状に展開した外観と「M」字状に折り畳んだ外観を、補正によりもう一つの変化後の外観を追加し、ベッドフレームを分離する意匠を追加した場合、原則的に出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていると判断すべきである。但し、もし、それが直接知ることができる内容に属するものである場合、例えばその折畳みベッドシートの「M」字状の折畳み形態における角度を変化した意匠を追加するのみの場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。

- (4)出願時の図面には単に形状ユニット又は模様ユニットのみが開示されており、図面を補正して、反復形状又は連続模様の全体外観を追加した場合、原則的に出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えたと判断すべきである。但し、出願時にすでにそれが二方連続又は四方連続する模様であると明記しており、直接内容を知ることができる場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (5)出願時の明細書に透明材質と記載されているが、図面に開示されていない物品の材質について、図面を補正して、透明な材質を有するデザインに変更するものは、もし、それが内部デザインの特徴を開示しない場合、原則的に出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていないと判断すべきである。但し、図面を補正して、透明な部分の内部デザインの特徴が開示され、全体的な外観に新規事項の導入となった場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断すべきである。

1.4.2.3 その他

明細書及び図面には、出願する意匠を明確且つ十分に開示して、意匠創作の実質的な内容と専利出願する意匠の範囲を確定しなければならない。補正する内容が物品に応用される用途、機能又はデザインが表現する外観ではない場合、原則的に出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。但し、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超える場合があるので、以下のように説明する：

- (1)補正により図面の代りに写真にする－出願時の図面が黒の線による図で表現されており、補正によりカラー写真をこれの代わりとし、出願時の図面に開示されていない形状、模様又は色彩を新たに追加した時、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断すべきである。しかし補正後のモノクロ写真が意匠とは関係のない光沢、陰影等を追加するものである場合、それは出願時の図面に開示されていないが、異なる外観内容を生じない場合、やはり出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (2)図面の中の各図が一致しない－例えば左側視図と右側視図が逆、又は視図自身が上下逆で、補正により図面を一致させる場合、直接知ることができる内容に属するものである場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (3)図面上に意匠と関係ない線、陰影、指示線、符号及び文字等がある、又は写真に意匠の判断に影響する背景、陰影及びコントラスト等がある－図面を補正して当該瑕疵を削除した場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を

超えていないと判断すべきである。

- (4) 図面の各図の比例が一致しない一図面を補正して一致させる場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (5) 特許又は実用新案登録出願を意匠に変更出願し、又は出願時の図面が規定により完備しておらず、補正により一部の図を追加する場合、図面に開示される内容は直接知ることができる内容に属するか否かを確認して、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えるか否かを判断すべきである。
- (6) 補助図面を追加する一補助図を追加した場合、図面に開示された内容は直接知ることができる内容に属するか否かを確認して、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えたか否かを判断すべきである。
- (7) 一部の図を削除する一一部の図を削除し、専利出願に係る意匠の実質的内容に影響しない場合、例えば意匠を主張しない部分として全て開示された破線の背面図を削除する場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである。
- (8) 図面の名称を補正する一例えば図面の名称「××図」を「××参考図」に補正する、又は「××参考図」を「××図」に補正する場合、図面に開示される内容が直接知ることができる内容に属するか否かを確認して、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えるか否かを判断すべきである。

1.5 補正の効果

補正が認められた明細書又は図面は、出願時の明細書又は図面に開示された範囲と同一と見なし、その後の実体審査は補正版に基づいて審査しなければならない。

1.6 審査の注意事項

- (1) 出願時に外国語による明細書及び図面を先に提出して出願し、並びに指定期間内に同一内容の中国語版を補正した場合、その後、補正が出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えるか否かの判断は、該中国語版に基づいて判断すべきである。
- (2) 出願人への明細書又は図面の補正の通知は、審査意見通知書で理由を具体的に且つ明確に記載しなければならない。もし、意匠を付与しないその他の理由があれば、併せて明記する。出願人が期限を過ぎても処理しない又は通知内容に基づいて処理しない場合、既存の資料に基づいて審査を続行することができる。
- (3) 明細書を補正する場合、補正部分に線を引いた明細書の補正ページ及び補正後の線なしの全ての明細書を提出すべきである。図面を補正する場合、補正

後の全ての図面を提出すべきである。

- (4)参考図と表示されたいかなる図面は審査の参考のみに提供され、それを出願する意匠の範囲を特定するものの一部であると主張してはならないため、如何なる製図方法、線、符号も全て使用でき、意匠の実質的判断には関係しない。但し、もし、該参考図に開示されるべき内容がなく、該図に開示された内容が専利出願に係る意匠の範囲の一部分に属すると判断する時には、該図面の名称から「参考」の二文字を削除し、図面に規定に合わない線、符号がある場合も、併せて補正するよう通知しなければならない。
- (5)明細書又は図面の中の文字又は符号に明らかな誤りがある場合、専利主務官庁は職権により訂正し、並びに出願人に通知することができる。

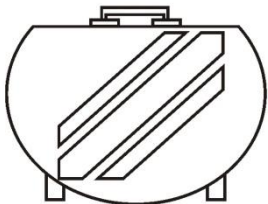
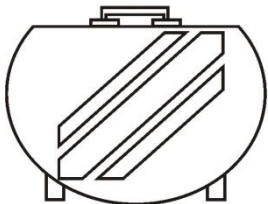
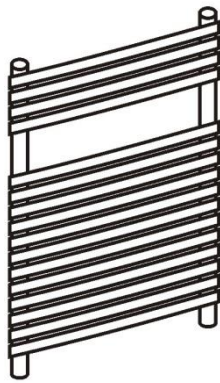
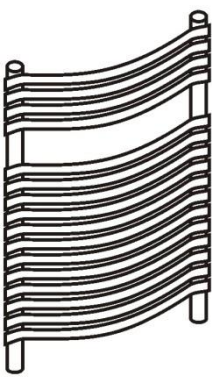
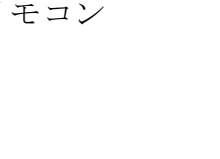

1.7 事例



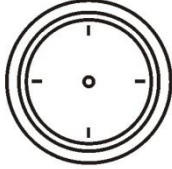
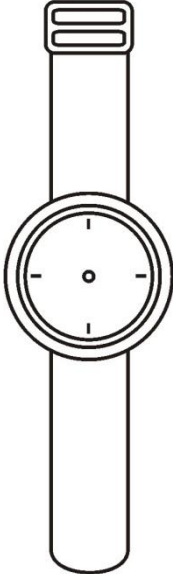
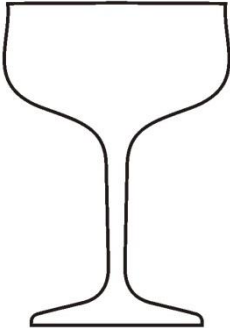
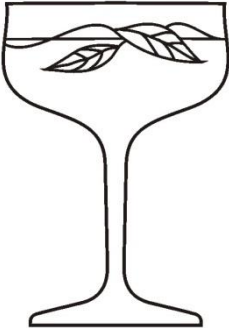
明細書又は図面の補正を審査する際に、補正後に開示される意匠が出願時の明細書又は図面から直接知ることができる内容に属するか否かを確認して、それが出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えるか否かを判断しなければならない。以下それぞれ意匠が応用される物品及び表現される外観について、補正後に超えるか否かの理由を説明する：

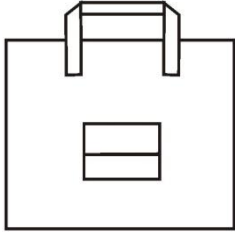
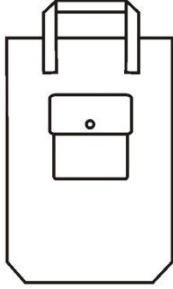
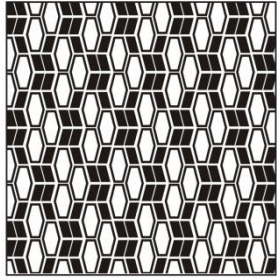

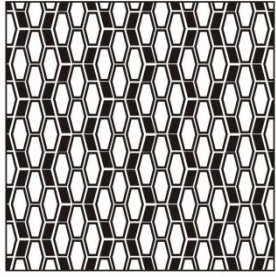

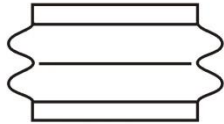
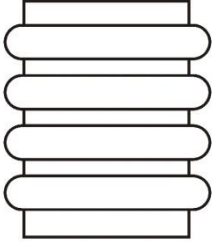
- (1) 出願時の明細書又は図面の内容から直接知ることができる内容である場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきである（事例 1、12～14、24、26、28 及び 29 を参照）。逆に、直接知ることができない内容の場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えたと判断すべきである（事例 2～11、事例 15～23、事例 25、27、30 及び事例 31 を参照）。
- (2) 意匠の名称の補正は、その機能又は用途の変更が出願時の明細書又は図面から直接知ることができる内容に属するか否かにより出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えているか否かを判断する。一般的に、意匠の名称を補正して図面の内容と一致させる場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断すべきで、事例 1 を参照。しかし、意匠の名称の修正が、出願時の明細書又は図面からその意匠の物品の用途を直接知ることができない場合には、出願時の明細書又は図面に記載された範囲を超えらるゝとして補正が認められない（事例 2、3 を参照）。
- (3) 図面の補正は、その補正後の外観内容が、当該意匠の属する分野における通常の知識を有する者が直接知ることができる内容に属するか否かにより出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えるか否かを判断しなければならない。図面の補正により生じる外観内容が、直接知ることができる内容である場合、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判



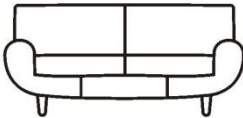
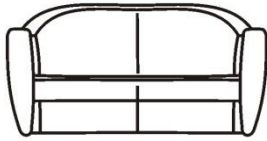
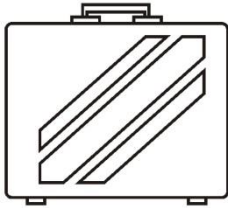
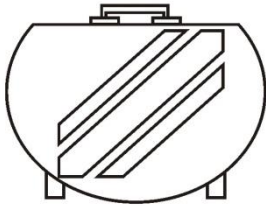
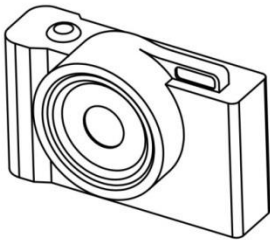
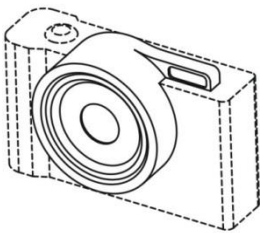
断すべきである（事例 12～14 及び事例 24、26、28、29 を参照）。但し、
 図面を補正して生じた外観内容が新規事項の導入となる場合、出願時の明細
 書又は図面に開示された範囲を超えたと判断すべきである（事例 3～11 及び
 事例 15～23、及び事例 25、27、30、31 を参照）。

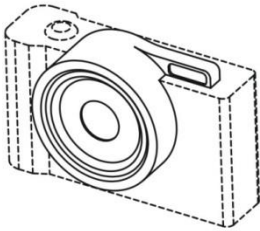
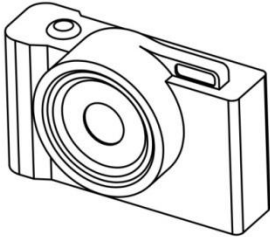
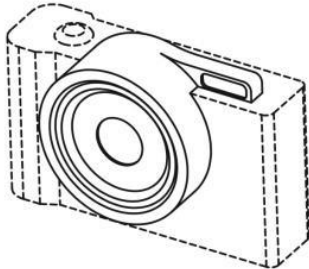
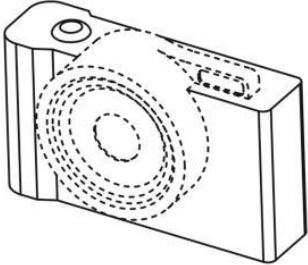
(4)異なる外観内容とは、出願時の明細書又は図面に開示されていない外観につ
 いて、明細書又は図面の補正により新規事項を導入する場合を指す。例えば
 パーツ、模様、色彩の追加又は外観の変更の場合には、出願時の明細書又は
 図面に開示された範囲を超えると判断すべきである（事例 3～11、及び事例
 15～23、及び事例 25、27、30、31 を参照）。

出願時 意匠の名称及び図面	補正後 意匠の名称及び図面	範囲を超えるか否かの判断理由
1 化粧箱 	ハンドバッグ 	範囲を超えていない理由： 出願時の「化粧箱」意匠につ いて、意匠の名称を「ハンドバッ グ」に補正。補正の前後の用途 はいずれも携帯用品として直 接知ることができる内容に属 することから、出願時の明細書 又は図面に開示された範囲を 超えていないと判断する。
2 パソコンケース 	電気ヒーターケース 	範囲を超えている理由： 出願時の「パソコンケース」意 匠について、意匠の名称を異なる 用途である「電気ヒーターケ ース」に補正し、且つ図面を補 正して、横ストライプから横曲 線に変更されており、異なる外 観内容を生じているため、出願 時の明細書又は図面に開示さ れた範囲を超えていると判断 する。
3 リモコン 	携帯電話 	範囲を超えている理由： 出願時の「リモコン」意匠につ いて、意匠の名称を異なる用途 である「携帯電話」に補正し、

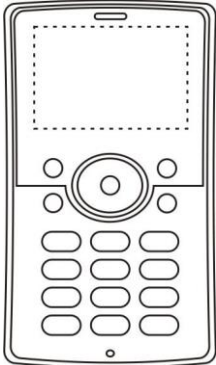
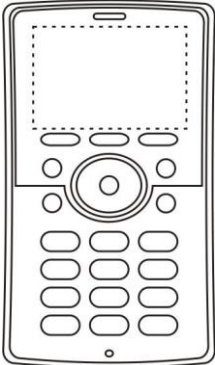
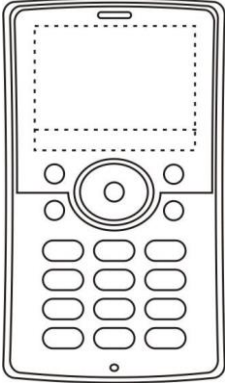
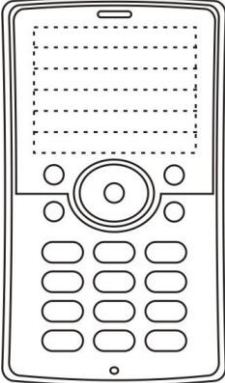
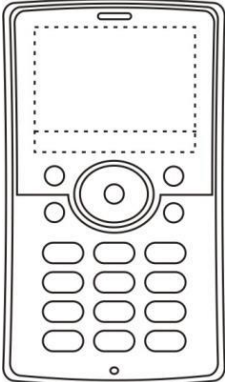
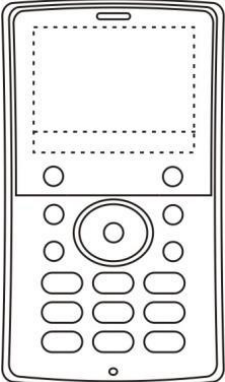
		<p>且つ図面を補正して、中段両側を円弧のデザインに変更し、並びに楕円形のボタン 2 つを追加したことで異なる外観内容が生じたため、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>4 時計のケース</p> 	<p>腕時計</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「時計のケース」意匠について、補正時にベルトパーツを追加し、且つ意匠の名称を図面と一致するよう「腕時計」と補正した。補正後のベルトパーツは出願時の明細書及び図面に開示されておらず、出願時の明細書及び図面から直接知ることができない内容であるため、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>5 脚付きグラス</p> 	<p>脚付きグラス</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「脚付きグラス」意匠について、補正時に表面の模様という特徴を追加した。補正後の表面の模様は出願時の明細書又は図面に開示されておらず、出願時の明細書又は図面から直接知ることができない内容であるため、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>6 手提げ袋</p>	<p>手提げ袋</p>	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「手提げ袋」意匠について、補正時にデザイン外観を変更した。補正後に生じた外観</p>

		<p>内容は出願時に直接知ることができない内容であるため、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていると判断する。</p>
<p>7 生地</p>  <p>平面図(代表圖)</p>  <p>單元圖</p>	<p>生地</p>  <p>平面圖(代表圖)</p>  <p>單元圖</p>	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「生地」意匠について、補正時に模様構成ユニットの数量と配置を変更した。補正後に生じた外観内容が出願時に直接知ることができない内容であるため、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていると判断する。</p>
<p>8 ジョイント</p> 	<p>ジョイント</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「ジョイント」意匠について、補正時に凸部のデザイン比率、数量及び細部のデザインを変更した。補正後に生じた外観内容が出願時に直接知ることができない内容であるため、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていると判断する。</p>
<p>9 ハサミ</p>	<p>ハサミ</p>	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「ハサミ」意匠について、補正時にハサミのグリップ部分を円形に変更した。補正後</p>

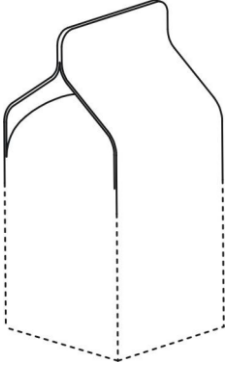
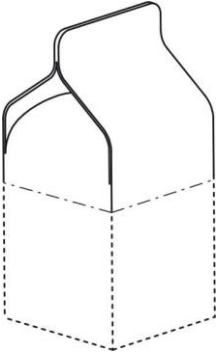
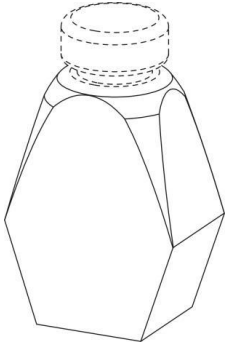
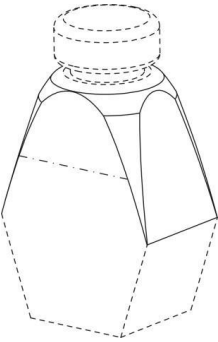
		<p>に生じた外観内容が出願時に直接知ることができない内容であるため、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていると判断する。</p>
<p>10 ソファ</p> 	<p>ソファ</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「ソファ」意匠について、補正によりデザイン外観を完全に変更した。補正後に生じた外観内容が出願時に直接知ることができない内容であるため、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていると判断する。</p>
<p>11 手提箱</p> 	<p>手提箱</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「手提箱」意匠について、補正時に箱のデザイン外観を完全に変更した。補正後に生じた外観内容が出願時に直接知ることができない内容であるため、出願時の明細書又は図面に開示した範囲を超えていると判断する。</p>
<p>12 カメラ</p> 	<p>カメラのレンズ</p> 	<p>範囲を超えていない理由： 出願時の「カメラ」の全体意匠について、補正時に本来開示していた部分の実線を破線にし、且つ意匠の名称を図面と一致するよう補正した。補正後の「カメラのレンズ」という部分</p>

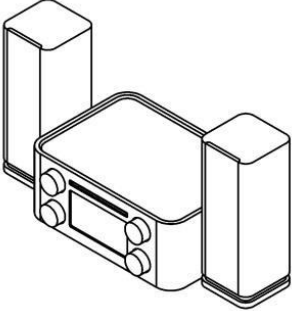
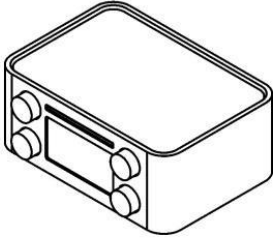
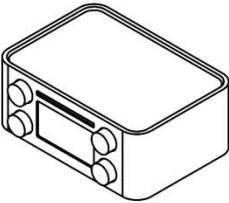
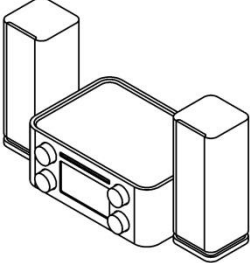
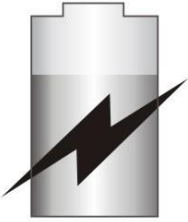
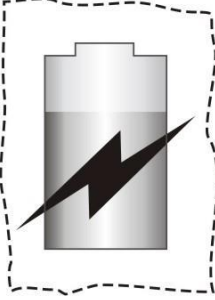
		意匠はすでに出願時の図面に開示されていたため、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断する。
13 カメラのレンズ 	カメラ 	範囲を超えていない理由： 出願時の「カメラのレンズ」という部分意匠を、補正時に本来開示されていた部分である破線を実線にし、且つ意匠の名称を図面と一致させた。補正後の「カメラ」という全体意匠はすでに出願時の図面に開示されていたため、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断する。
14 カメラのレンズ 	カメラの本体 	範囲を超えていない理由： 出願時の「カメラのレンズ」の部分意匠について、補正時に本来開示されていた実線を全て破線に変更し、本来開示されていた破線を全て実線に変更し、且つ意匠の名称を「カメラの本体」の部分意匠に補正した。補正により「カメラの本体」の部分意匠は出願時の図面にすでに開示されていることから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断する。
15 発光パネル	発光パネルの一部	範囲を超えている理由： 出願時の「発光パネル」の全体意匠を補正により「発光パネルの一部」に変更した。出願時の図面の既存部分の実線を破線に変更したものであるが、補正

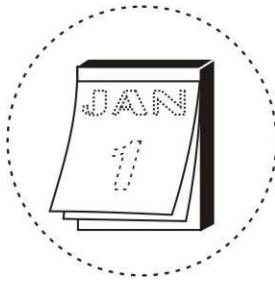



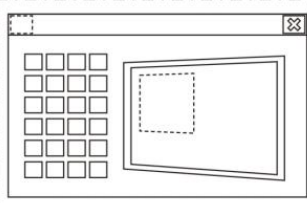
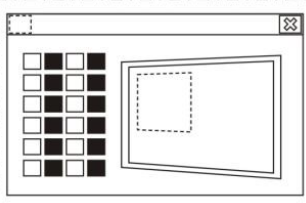
		<p>により表現された意匠は、出願時に開示されておらず、直接知ることができない内容に属するため、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>16 携帯電話の一部</p> 	<p>携帯電話の一部</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「携帯電話の一部」の部分意匠を、補正により本来開示されていた一部の実線を削除したが、補正後に表現された意匠は出願時に開示されておらず、直接知ることのできない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>17 携帯電話の一部</p> 	<p>携帯電話</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「携帯電話の一部」の部分意匠を、補正により本来開示されていた一部の破線を削除したが、補正後に表現された意匠は出願時に開示されておらず、直接知ることのできない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>18 携帯電話の一部</p>	<p>携帯電話の一部</p>	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「携帯電話の一部」の部分意匠について、補正時に意匠を主張する部分として一部実線を追加したが、補正後に表現された意匠は、出願時に開示されておらず、直接知ることが</p>

		<p>できない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>19 携帯電話の一部</p> 	<p>携帯電話の一部</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「携帯電話の一部」の部分意匠について、補正時に意匠を主張しない部分として一部破線を追加したが、補正後に表現された意匠は、出願時に開示されておらず、直接知ることができない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>20 携帯電話の一部</p> 	<p>携帯電話の一部</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「携帯電話の一部」の部分意匠について、補正時に一部の実線を変更したが、補正後に表現された意匠は出願時に開示されておらず、直接知ることができない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>21 携帯電話の一部</p>	<p>携帯電話の一部</p>	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「携帯電話の一部」の部分意匠について、補正時に意匠を主張しない部分として一部の破線を変更したが、補正後に表現された意匠は出願時に開示されておらず、直接知ること</p>

		<p>とができない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>22 携帯電話</p> 	<p>携帯電話の一部</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「携帯電話」の全体意匠について、補正時に本来開示していた一部の実線をランダムに破線に変更し、且つ意匠の名称を図面の内容と一致するように補正した。しかし、補正後に表現された意匠は、出願時に開示された内容からは、どの線又はデザイン特徴ユニットが任意に選択されて意匠を主張する部分である実線になったのか判断できず、直接知ることのできない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>23 携帯電話の一部</p> 	<p>携帯電話の一部</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「携帯電話の一部」の部分意匠について、補正時に本来開示されていた一部の破線をランダムに実線に変更した。補正後に表現された意匠は、出願時に開示された内容からは、どの線又はデザイン特徴ユニットが任意に選択されて意匠を主張する部分である実線に</p>

		<p>なったのか判断できず、直接知ることのできない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>24 パッケージの一部</p> 	<p>パッケージの一部</p> 	<p>範囲を超えていない理由： 出願時の「パッケージの一部」の部分意匠について、補正により外観形状の両端に新たに境界線を追加し、「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」をより明確に区別した。補正後の「パッケージの一部」の部分意匠はすでに出願時の図面に開示されていたことから、出願時の明細書又は図面で開示された範囲を超えてないと判断する。</p>
<p>25 瓶の一部</p> 	<p>瓶の一部</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「瓶の一部」の部分意匠について、補正により外観形状において任意選択の方式で境界線を追加し、「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」をより明確に区別した。しかし、補正後に表現された意匠は、出願時に開示された内容からどのエリアが意匠を主張する部分としてどのように任意に選択されたのか判断することができず、直接知ることのできない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>

<p>26 オーディオセット</p> 	<p>プレーヤー</p> 	<p>範囲を超えていない理由： 出願時の「オーディオセット」の組物意匠について、構成物品の一部を削除した。補正後の「プレーヤー」の意匠はすでに出願時の図面に開示されていたため、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断する。</p>
<p>27 プレーヤー</p> 	<p>オーディオセット</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「プレーヤー」意匠に、スピーカーを追加し、意匠の名称を図面と一致させて「オーディオセット」と補正した。補正後のスピーカーは出願時の明細書又は図面に開示されておらず、新規事項の導入になるため、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていると判断する。</p>
<p>28 ディ스플레이モニターのアイコン</p> 	<p>ディスプレイモニターのアイコン</p> 	<p>範囲を超えていない理由： 出願時の「ディスプレイモニターのアイコン」の画像意匠について、補正によりアイコンの外側エリアにディスプレイモニターを示す破線を追加した。補正後の「ディスプレイモニターのアイコン」の意匠は、すでに出願時の明細書及び図面に開示されていることから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断する。</p>
<p>29 ディ스플레이パネルのアイコン</p>	<p>ディスプレイパネルのアイコン</p>	<p>範囲を超えていない理由： 出願時の「ディスプレイパネルのアイコン」の画像意匠につい</p>

		<p>て、補正によりアイコンの外側エリアの破線を一点鎖線に変更した。補正後の「意匠を主張しない部分であるディスプレイパネルを示す一点鎖線」は「意匠を主張しない部分であるアイコン内の破線」とは明らかに区別して表現されているため、且つ意匠はすでに出願時の明細書及び図面に開示されていることから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えていないと判断する。</p>
<p>30 ディスプレイパネルのアイコン</p> 	<p>ディスプレイパネルのアイコン</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「ディスプレイパネルのアイコン」の画像意匠について、補正により本来開示されていた破線を削除した。しかし補正後に表現された意匠は出願時に開示されておらず、直接知ることができない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えると判断する。</p>
<p>31 ディスプレイモニターの GUI</p> 	<p>ディスプレイモニターの GUI</p> 	<p>範囲を超えている理由： 出願時の「ディスプレイモニターの GUI」の画像意匠について、補正により出願時の図面の中の既存の一部ブロックの実線を黒のブロックに変更しただけであるが、補正後に表現された意匠は、出願時に開示されておらず、直接知ることができない内容に属することから、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えると判断す</p>

		る。
--	--	----

2. 訂正

2.1 はじめに

意匠の出願は一旦登録査定が公告されたら公衆の利益に関係することになり、訂正が許可された明細書又は図面が専利公報に公告された後、出願日に遡及して発効する。もし、意匠権者が任意に明細書又は図面を訂正することを許可し、その所有する意匠権の保護範囲を拡大、変更させると、必然的に公衆利益に影響することとなり、専利制度の公平、公正の意旨に反するため、明細書又は図面の訂正については、誤記又は誤訳の訂正或いは不明瞭な記載の説明に限り、専利主務官庁に訂正を提出することができる。

2.2 訂正の時機

意匠権者が明細書又は図面を訂正できる時機は以下のとおり。

- (1) 意匠出願が意匠権を取得した後、意匠権者が自発的に訂正を申請。
- (2) 意匠出願について、他人から無効審判が請求され、意匠権者が答弁と同時に訂正を提出。

2.3 訂正の項目

専利の明細書又は図面に対して、意匠権者は誤記又は誤訳の訂正、或いは不明瞭な記載の説明のみ、専利主務官庁に対し訂正を申請することができる。

いわゆる誤記とは、一般的に当該意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその出願前の通常の知識に基づいて、外部文献を参考しなくても直接明細書又は図面の全体的内容と上下の文句から、直ちに明らかに誤りのある内容であると判別することができ、考えることなく訂正すべき箇所とどのように訂正すれば、本来の意味に直すことができるか知ることができるもので、該本来の意味は明細書又は図面に既に記載されたものでなければならず、解読する際に本来の実質的内容に影響しない場合、誤記事項に属する。例えば：文字に明らかに漏れ又は誤り、前後の記載の用語又は名詞が一致しない、意匠の説明に記載された文字が明らかに図面に開示された内容と一致しない、図面の間に明らかに不一致がある場合等である。

いわゆる誤訳とは、出願人が先に外国語書類による出願を提出し、後に補正で中国語版を提出する時、中国語の単語又は語句の翻訳に誤りがある状況の場合、誤訳の事項に属する（誤訳の訂正についての詳細な説明は、本章「3.誤訳の訂正」を参照）。

いわゆる不明瞭な記載とは、登録査定となった意匠の明細書又は図面に開示された内容が依然として不明確であるが、当該意匠の属する分野における通常の知識を有する者が、出願時の明細書又は図面の各図面及び文字に開示された内容から、その実質的内容を明確に理解できるが、意匠権者が該部分を訂正又は釈明すれば、本来の意匠をより明確に理解し誤解を生まない場合を指す。

意匠の訂正がたとえ前述した事項に限られるとしても、図面自体を訂正した時は意匠権の範囲には通常変動が生じ、明細書のみで訂正をする場合にも、当該意匠権の範囲に影響する可能性があるため、訂正は誤記の訂正又は不明瞭な記載の釈明は、出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えてはならず、明細書及び図面が外国語書類により提出された場合、その誤訳の訂正は出願時の外国語書類に開示された範囲を超えてはならない以外に、公告時の図面を実質的に拡大又は変更してもならない。

出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超える判断については、本章 1.3 「出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えるかの判断」を参照のこと。

出願時の外国語書類に開示された範囲を超える判断については、本章 3.3.2.1 「誤訳の訂正が外国語書類に開示された範囲を超えないかの判断」を参照のこと。

公告時の図面の実質的拡大又は変更についての判断は、以下の節の「図面の実質的拡大又は変更」を参照のこと。

2.4 図面の実質的拡大又は変更

公告時の図面の実質的拡大又は変更の判断については、公告時の図面に開示された専利出願に係る意匠の内容の範囲を判断基準とする。公告の図面の実質的拡大又は変更には、二つの状況が含まれ、即ち、図面の訂正のより公告時の図面内容の範囲に実質的拡大又は変更をもたらした場合と図面にはいかなる訂正もせず、意匠の明細書の記載のみを訂正したことで、公告時の図面内容の範囲に実質的拡大又は変更をもたらした場合である。

(1) 図面の訂正により図面の実質的拡大又は変更をもたらす場合。例えば、図面の「使用状態図」について、それが誤記であると主張して「参考図」に訂正する場合、「参考図」は出願する意匠の参考とされるのみで、意匠権の範囲としてはならないため、本来意匠権の範囲に属する「使用状態図」を「参考図」に訂正することは、図面の実質的拡大となる。逆に、図面の「参考図」について、それが誤記であると主張して「使用状態図」に訂正する場合、その意匠権の範囲を縮減することになるが、本来意匠権の範囲に属していない「参考図」を「使用状態図」に訂正することは、やはり図面の実質的変更に属する。

- (2) 明細書を訂正して図面の実質的拡大又は変更をもたらす場合。例えば、出願時の意匠の名称に記載した「自動車」を「玩具の車」に訂正した場合、当該図面にはいかなる訂正も行われませんが、意匠が応用される物品が既に実質的に変更していることから、やはり図面の実質的変更に属する。

2.5 訂正の効果

訂正が許可された明細書又は図面は専利（意匠）公報に公告された後、出願日まで遡及して発効する。

2.6 審査の注意事項

- (1) 意匠権者による訂正の申請の原因が不明である時、例えば、明細書又は図面の訂正書のみ提出したが、訂正理由及び根拠法条文を説明せず、通知しても応答しない場合は、当該訂正を受理しない。
- (2) 専利主務官庁が訂正を審査する対象は中国語版であり、意匠権者が外国語版のみ訂正し、同時に中国語版の訂正書を提出しない場合は、当該外国語版の訂正の問題について、外国語版の訂正を不受理とすべきである。ただし、明らかな誤記に属する場合、専利主務官庁は外国語版について訂正が申請されたものに対し、「准予備査（予備審査として許可）」と回答することができる。
- (3) 意匠権者が提出した訂正内容について、一部訂正を許可しない場合は、専利主務官庁は、理由を明記した上で専利権者に対し指定期間内に再び訂正を提出するよう通知しなければならない。期限を過ぎても訂正しない場合、全ての訂正を許可しないとすべきである。
- (4) 明細書又は図面を訂正する場合、訂正後の訂正箇所には線をひいてない線無し版の全ての明細書又は図面を添付しなければならない。
- (5) 訂正の審査中に意匠権が当然消滅した場合、依然として審査を続行し、並びに当然消滅した事実を処分書にて併せて説明しなければならない。

3. 誤訳の訂正

3.1 はじめに

意匠出願人が専利主務官庁に意匠出願の際に提出する明細書又は図面について、出願時に中国語版を提出せず、外国語版を先に提出し、且つ専利主務官庁が指定した期間内に中国語版を補正した場合、その外国語版を提出した日を出願日とすることができる。

出願は外国語版を提出した日を出願日とすることができ、その開示された意匠の内容の最大の範囲は即ち当該外国語版により確定され、後に補正により補われる中国語版の内容は当該外国語版の範囲にカバーされている必要があり、

当該外国語版に開示された範囲を超えてはならない。当該補正した中国語版について、出願人が後で翻訳ミスを発見した時、誤訳の訂正の機会が与えられるべきであるが、外国語版で開示された範囲を超えてはならない。

誤訳の訂正の制度は、中国語版の翻訳ミスの問題を克服するため、訂正を許可するか否かの対比基礎は出願日を取得した外国語版とする。翻訳ミスにより訂正が許可された場合、当該訂正版の中の訂正を許可された事項は、訂正申請前の中国語版（補正がある場合は補正版、公告された場合は公告版）の対応する記載の事項に代わり、当該訂正版を後続する一般的な補正及び訂正の対比基礎とする。

3.2 誤訳の訂正の時機

誤訳の訂正の時機は、中国語版を補正した日から初審又は再審査の査定書が送達される前の期間内に、単独又は補正と同時に申請を提出することができ、意匠権の取得後においても、単独又は訂正と同時に申請を提出することができる。

3.3 誤訳の訂正の審査

3.3.1 形式要件

誤訳の訂正の申請には、訂正申請書を具備しなければならない。並びに訂正版（ページ）及び訂正理由の説明を添付しなければならない。明細書を訂正する場合、訂正申請書には訂正するページ数、行、訂正理由及び対応する外国語版のページ数と行を記載しなければならない。図面を訂正する場合、訂正申請書には訂正する図面の名称、訂正理由及び対応する外国語版の図面の名称を記載しなければならない。訂正部分に線をひいた明細書の訂正ページについては、その線の対比基礎は訂正申請前の中国語版とし、すでに以前補正が許可されていた場合、別途補正が許可された当該補正版（ページ）を対比基礎となる線あり版（ページ）として添付しなければならない。

誤訳の訂正の審査の申請について、訂正申請書の記載が規定に符合しておらず、又は添付された書類に誤り、不足がある場合、出願人に期限を設けて補正を通知することができ、期限を過ぎても補正しなかった場合、訂正申請前の中国語版に基づき審査を続行し、並びに査定時にその理由を説明する。しかし、申請書と関連書類にすでに実質的な訂正事項が記載されていた場合、当該訂正申請を受理して審査を続行することができる。

3.3.2 実体要件

誤訳の訂正の実体審査は、まず当該訂正の申請が誤訳に属するか否かを判断し、次に当該誤訳の訂正が外国語版に開示された範囲を超えるか否かを判断す

る必要がある。意匠権を取得した後に誤訳の訂正を申請した場合は、当該訂正の結果が公告時の図面の実質的拡大又は変更になるか否かを判断する必要がある。

3.3.2.1 誤訳の判断

誤訳の訂正は、翻訳ミス of 中国語の単語又は語句に対する訂正で、当該中国語の単語又は語句は外国語の単語又は語句と対応していなければならない。外国語版のある段落が翻訳漏れしている中国語版については、外国語の単語又は語句が中国語の単語又は語句に翻訳される過程に生じたミスに属するものではない場合、誤訳の訂正は適用されない。しかし、当該段落の内容がすでに中国語版のその他の部分で開示されている場合、補正によりその内容を中国語版に補正することができる。

誤訳の訂正の申請について、審査を経て翻訳ミスに属しないとされた場合、直接、訂正申請前の中国語版（補正された場合は補正版）に基づき審査を続行し、その他の専利を付与しない事由がある場合には、訂正を許可しない事由と併せて審査意見書を発行して出願人に応答、補正又は再訂正の機会を与える。

出願人が後に提出した応答、補正又は再訂正について、先の通知で訂正が許可されず専利を付与しない拒絶理由を克服することができた場合、当該出願の審査を続行する。期限を過ぎても応答せず、又は訂正を許可しない又は専利を付与しない拒絶理由を克服できない時には、拒絶査定とすべきである。

3.3.2.1 誤訳の訂正が外国語版に開示された範囲を超えていないとする判断

訂正版が外国語版に開示された範囲を超えていないとは、訂正版に記載された事項が外国語版にすでに明確に記載されている場合、又は当該意匠が属する分野における通常の知識を有する者が外国語版の記載事項から直接知ることができる場合を指す。例えば、中国語版の意匠の名称の記載が「バイク」で、外国語版の意匠の名称の記載が「cycle」の場合、誤訳の訂正により専利出願に係る意匠と一致するよう「自転車」に改めるもの、中国語版の意匠の説明に照明カバーの表面特徴が「不透明」と記載されているものが、外国語版では「semiopaque」と記載されており、誤訳の訂正により「半透明」に改めるもの、又は中国語版の図面の中の図面の名称が「正面図」と記載されているものが、外国語版では「top view」と記載されており、誤訳の訂正により「上面図」と改めるものは、外国語版に開示された範囲を超えないと判断すべきである。

誤訳の訂正の申請について、審査により訂正後の内容が外国語版に開示された範囲を超えている場合、外国語版に開示された範囲を超えていることを理由に訂正を許可せず、並びに訂正申請前の中国語版（補正された場合は補正版）に基づいて審査を続行することができる。その他専利を付与しない事由がある時

は、訂正を許可しない事由を併せて審査意見通知書を発行し、出願人に応答、補正又は再訂正の機会を与える。

出願人が後に提出した応答、補正又は再訂正について、以前通知した訂正を許可しない及び専利を付与しない拒絶理由を克服できれば、当該出願の審査を続行することができる。期限を過ぎても応答しない、又は訂正を許可しない又は専利を付与しない拒絶理由を克服できない時は、拒絶査定としなければならない。

3.4 審査の注意事項

- (1) 誤訳の訂正を審査する時、補正の審査が完了していない場合、先ず誤訳の訂正を審査しなければならない、それから当該訂正版（ページ）の審査結果に基づいて補正の審査を続行する。審査により訂正を許可しない時は、訂正申請前の中国語版（補正された場合は補正版）に基づき審査を続行する。その他の専利を付与しない事由がある時は、訂正を許可しない事由と併せて出願人に応答又は補正するよう通知する。審査により訂正が許可された場合、当該訂正版を一般の補正の対比基礎とする。
- (2) 中国語版の用語又は段落に語意の不明又は不合理がある時、その前後の記載内容又は当該分野の通常知識からその正確な内容が何かを判断することができる場合、審査時に外国語版を対比する必要はなく、出願人に一般の補正を通知すればよい。中国語版でその正確な内容がなにか判断できない場合も、外国語版と対比する必要はなく、当該出願は専利法第 126 条に規定された開示要件に違反することを理由として出願人に応答するよう通知する。
- (3) 審査時には、原則上自発的に中国語版と外国語版の内容を対比する必要はない。対比が必要な時、外国語の種類がことなることで、審査上必要であると認められる時、出願人に期限を設けて中国語版と外国語版を対比した説明を提出するよう通知することができる。出願人が誤訳の訂正を申請する時も、対比説明を提出しなければならない。